

大学図書館の現状と課題

令和4年度

国立大学図書館協会

東京地区協会・関東甲信越地区協会

合同フレッシュパーソンセミナー

2022年11月11日（金）

筑波大学学術情報部 熊渕 智行

私の略歴(1/2)

年月	所属機関	役職	所属部署(主な担当業務・トピック)	関連トピック等
				<ul style="list-style-type: none"> ● 東京大学文献情報センター発足(1983.4) ● NACSIS-CAT運用開始(1985.4)
1986. 4～	東京大学	係員	文学部図書室 (洋書目録+カウンター[1年])	<ul style="list-style-type: none"> ● 学術情報センター発足(1986.4)
1987. 4～	学術情報センター (NACSIS)	係員	管理部システムデータベース課 →管理部データベース課 →事業部目録情報課 (NACSIS-CAT事業[3年])	<ul style="list-style-type: none"> ● NACSIS-ILL運用開始(1992.4) ● 阪神・淡路大震災(1995.1) ● 学術情報センター移転(2000.2) ● 国立情報学研究所に改組(2000.4) ● 国立大学図書館協議会が電子ジャーナル・タスクフォース設置(2000.9)
	国立情報学 研究所(NII)	係員	事業部データベース課 (データベース構築事業[5年3月])	
		主任 係長 係長	教育研修部研修課 (研修事業[4年9月]) 国際・研究協力部成果普及課 (企画・庶務・会計等[1年])	
2001. 4～	東京工業大学	係長 専門員 課長補佐	附属図書館情報サービス課 (電子図書館システム等[2年]) 附属図書館情報管理課 学術情報部情報図書館課 ※システム更新、機関リポジトリ構築開始、 附属図書館事務局→学術情報部	<ul style="list-style-type: none"> ● 機関リポジトリ構築取組開始[千葉大学] (2002.8) ● 公私立大学図書館コンソーシアム(PULC)発足 (2003.7) ● 国立大学法人化(2004.4) 国立大学図書館協議会→国立大学図書館 協会

私の略歴(2/2)

年月	所属機関	役職	所属部署(主な担当業務・トピック)	関連トピック等
2007. 4～	横浜国立大学	課長	図書館・情報部図書館情報課 ※電子ジャーナル等経費負担モデル策定	
2010. 4～	筑波大学	課長	附属図書館情報サービス課 ※中央図書館耐震改修工事、ラーニング・スクエア運用開始(ラーニング・アドバイザー活動開始)、大塚図書館改築工事、体育・芸術図書館震災復旧工事等	<ul style="list-style-type: none">●大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議設置(2010.10)●東日本大震災(2011.3)●大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)発足(2011.4)
2012. 4～	国立情報学研究所	室長	学術基盤推進部図書館連携・協力室 =JUSTICE事務局長[2年]	<ul style="list-style-type: none">●これからの学術情報システム構築検討委員会設置(2012.4)
2014. 4～	東京大学	課長	附属図書館情報管理課 附属図書館総務課 ※全学共通経費による基盤的学術雑誌等整備(第Ⅲ期)開始、学術情報資産等デジタルアーカイブズ事業開始、総合図書館本館改修・別館建築等	<ul style="list-style-type: none">●オープンアクセスリポジトリ推進協会(JPCOAR)発足(2016.7)
2018. 4～	琉球大学	部長	附属図書館事務部 ※整備対象電子ジャーナル等全面見直し	<ul style="list-style-type: none">●新型コロナウイルス感染症(2020～)
2021. 4～	筑波大学	部長	学術情報部	

【はじめに】

個々の課題等についての具体的な状況や取組内容等は、後の講義で触れられるので、ここでは全体的な状況を概観するにとどめる。

本日の内容

1. 大学と大学図書館
2. 大学図書館の課題等（学術情報基盤実態調査より）
3. 大学の課題と大学図書館
 - 1) 中期目標・中期計画
 - 2) 国立大学法人の予算の現状
 - 3) 大学ランキング
4. 大学図書館コミュニティの取り組み
5. 国立大学図書館協会ビジョン2025
6. おわりに

1. 大学と大学図書館①

教育基本法（平成18年法律第120号）

※昭和22年3月31日法律第25号の全面改正

第2章 教育の実施に関する基本

（大学）

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

1. 大学と大学図書館②

学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）

※令和4年法律第77号により一部改正

第1章 総則

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、**大学**及び高等専門学校とする。

第3条 学校を設置しようとする者は、**学校の種類に応じ**、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する**設置基準に従い**、これを設置しなければならない。



「大学設置基準」

第9章 大学

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 **大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。**

第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

1. 大学と大学図書館③

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

※令和4年文部科学省令第34号により一部改正

（趣旨）

第1条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

大学を設置する上で満たすべき「最低限（必須）の基準」である。
「この基準以外のことを行ってはいけない」などということはない。
「この基準に書かれていることだけ行えば良い」ということもない。



図書館に関する
「最低限の基準」
は何？

1. 大学と大学図書館④

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

※令和4年文部科学省令第34号により一部改正

（校舎）

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、**図書館**、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。

2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。

3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。

「図書館」は大学が必ず備えなければならない施設の1つである。

1. 大学と大学図書館⑤

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

※令和4年文部科学省令第34号により一部改正

（教育研究上必要な資料及び図書館）

第三十八条 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。

2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上の資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。

大学図書館に求められている「最低限（必須）の基準」である。
「この基準以外のことを行ってはいけない」などということはない。
「この基準に書かれていることだけ行えば良い」ということもない。

1. 大学と大学図書館①～⑤ (まとめ)

- [教育基本法第7条] 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- [学校教育法第83条] 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- [大学設置基準第36条] 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。
- [大学設置基準第36条] 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。
図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、教育研究上の資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。
図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。



これが基本(義務)で、
どう応用していくかは
大学(図書館)次第

※各条文中の「例示」に該当する部分は割愛している。

1. 大学と大学図書館⑥

大学図書館の業務として一般的に認識されているもの

国立大学協会＞国立大学の情報＞国立大学法人等への就職＞業務紹介＞図書

<https://www.janu.jp/univ/employment/business-details/>

図書貸出からネットワークを利用した情報提供まで、利用者の要求に応え、様々なサービスを提供します。

- 図書等の選定、発注、受入
- 図書等の目録作成、分類、製本
- 図書等の貸出、返却、配架、保管
- 図書館の広報（展示、利用案内等）
- 学術文献の検索
- 他機関との図書等の相互利用業務
- 電子図書館の構想、構築、運用
- 電子ジャーナル等の刊行情報の調査及び利用
- 資料の電子化
- 学術情報の収集、調査
- 各種データベースサービスの利用
- 図書館に関する各種統計調査



図書館は、大人数で
図書の貸出・返却と配架
だけをやっているような
印象をもたれやすい。。。

2. 大学図書館の課題等①

大学図書館の抱える課題は何かを概観しておきたい。



学術情報基盤実態調査

国公立大学の学術情報基盤（大学図書館、コンピュータ及びネットワーク等）についての現状を明らかにし、その改善の基礎資料とすることを目的とする、文部科学省による調査。
（毎年実施）

1966年度から、国公立大学図書館の現状を明らかにし、その改善の基礎資料とするため、毎年5月1日現在で大学図書館実態調査として実施されてきたが、2005年度からは、近年の大学における学術情報基盤をめぐる状況の変化を踏まえ、従来の大学図書館実態調査に、大学におけるコンピュータ及びネットワーク等の実状に関する調査を加え、学術情報基盤実態調査として実施されるようになった。

次頁からいくつかの基本的な事項を紹介するが、詳細は自身で確認願いたい。

調査結果の概要等（文部科学省）

→ https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/jouhoukiban/1266792.htm

統計表一覧（政府統計の総合窓口）

→ <https://www.e-stat.go.jp>

2. 大学図書館の課題等②



これが国内の大学
(図書館)全体の規模

2021年度調査結果より

区分	大学数	図書館・室数	学生数 [人]	教員数	職員数	図書館職員数(専任数) [人]	のべ蔵書数 [冊]	年間貸出冊数 [冊]
国立	86	288	597,450	63,911	87,890	3,490 (1,523)	101,420,414	4,500,490 [7,281,064]
公立	98	153	161,265	14,382	19,435	728 (287)	24,664,082	1,065,949 [2,014,671]
私立	625	1,117	2,441,577	116,070	162,511	5,249 (2,807)	210,831,622	7,259,927 [17,479,172]
計	809	1,558	3,200,292	194,363	269,836	9,467 (4,617)	336,916,118	12,826,366 [26,774,907]

※年間貸出冊数は調査前年度(2020年度)実績。[]内は2020年度調査の数値(2019年度実績)。

※赤字は15年前(2006年度調査)より減少している項目

2. 大学図書館の課題等③

ちなみに、その15年前は？（2006年度調査結果より） ※赤字は15年後に減少している項目

区分	大学数	図書館・室数	学生数 [人]	教員数	職員数	図書館職員数(専任数) [人]	のべ蔵書数 [冊]	年間貸出冊数 [冊]
国立	87	290	629,182	60,786	57,455	3.813 (1,916)	94,129,237	7,056,624
公立	76	125	129,617	11,852	12,153	805 (411)	18,740,090	1,842,801
私立	571	964	2,279,612	96,222	115,859	8.665 (4,249)	173,750,201	19,829,684
計	734	1,379	3,038,411	168,860	185,467	13.283 (6,576)	286,619,528	28,729,109

2. 大学図書館の課題等④



これが国内の大学
(図書館)全体の規模

2021年度調査結果より

区分	大学総経費 [千円]	図書館総経費 [千円] (大学総経費に占める 割合)	図書館資料費 [千円] (大学総経費に占める 割合)	図書館運営費 [千円] (大学総経費に占める 割合)
国立 (86)	2,776,884,734	38,331,534 (1.4%)	21,573,540 (0.8%)	16,757,994 (0.6%)
公立 (98)	376,108,711	8,285,954 (2.2%)	4,318,703 (1.1%)	3,967,251 (1.1%)
私立 (625)	4,204,691,148	100,619,218 (2.4%)	44,755,783 (1.1%)	55,863,435 (1.3%)
計 (809)	7,357,684,593	147,236,706 (2.0%)	70,648,026 (1.0%)	76,588,680 (1.0%)

※赤字は15年前(2006年度調査)より
減少している項目



国立大学全体の支出は
2兆8千億円弱！
世間の目も厳しくなる

2. 大学図書館の課題等⑤

ちなみに、その15年前は？（2006年度調査結果より） ※赤字は15年後に減少している項目

区分	大学総経費 [千円]	図書館総経費 [千円] (大学総経費に占める 割合)	図書館資料費 [千円] (大学総経費に占める 割合)	図書館運営費 [千円] (大学総経費に占める 割合)
国立 (87)	2,497,342,563	42,562,706 (1.7%)	21,157,784 (0.8%)	21,404,922 (0.9%)
公立 (76)	288,467,558	8,363,312 (2.9%)	3,563,567 (1.2%)	4,799,745 (1.7%)
私立 (571)	3,456,173,509	120,882,341 (3.5%)	48,978,911 (1.4%)	71,903,430 (2.1%)
計 (734)	6,241,983,630	171,808,359 (2.8%)	73,700,262 (1.2%)	98,108,097 (1.6%)

2. 大学図書館の課題等⑥

【組織・運営面】 ※選択肢の中から該当するものを複数選択

2021年度調査結果より

区分	専門性を有する人材の確保	現職職員の育成、キャリア・パスの確保	教員との協働・連携	外部委託職員の活用	大学全体における大学図書館の位置付けの明確化	目標・計画の策定とその点検・評価	学内における図書館長のリーダーシップを發揮できる体制の整備	その他
国立 (86)	73	77	61	14	50	43	9	5
公立 (98)	80	67	74	17	52	42	13	3
私立 (625)	463	408	468	167	379	268	128	16
計 (809)	616	552	603	198	481	353	150	24

※赤字は15年前（2006年度調査）時にもあった選択肢

2. 大学図書館の課題等⑥（まとめ）

【組織・運営面】

- 専門性を有する人材の確保
- 現職職員の育成、キャリア・パスの確保
- 外部委託職員の活用



- ✓ 今後求められる人材とは？（図書系専門試験の問題に反映されている？）
- ✓ 育成やキャリア・パスの問題を単独で考えようとする、小規模大学ほど難しい
- ✓ 図書系での採用を取りやめる大学も増えている（少数ながらその逆もある）

- 教員との協働・連携



- ✓ 共同・連携を求めるだけでなく、図書館も教員の役に立つ存在になることが必要

- 大学全体における大学図書館の位置付けの明確化
- 目標・計画の策定とその点検・評価
- 学内における図書館長のリーダーシップを発揮できる体制の整備



- ✓ 大学が求められており、学内において図書館に（も）求められている事項

2. 大学図書館の課題等⑦

【経費・設備面】 ※選択肢の中から該当するものを複数選択

2021年度調査結果より

区分	図書購入に係る経費の確保	外国雑誌・電子ジャーナル購入に係る経費	外部資金の獲得	予算の効率的な執行	図書館施設整備に係る経費の確保	資料収蔵スペース狭隘化の解消	資料保存・劣化防止のための環境整備	その他
国立 (86)	66	85	26	34	65	59	47	6
公立 (98)	74	85	7	44	63	73	52	1
私立 (625)	424	484	117	305	421	460	314	13
計 (809)	564	654	150	383	549	592	413	20

※赤字は15年前（2006年度調査）時にもあった選択肢

2. 大学図書館の課題等⑦ (まとめ)

【経費・設備面】

- 図書購入に係る経費の確保
- 外国雑誌・電子ジャーナル購入に係る経費
- 図書館施設整備に係る経費の確保
- 資料収蔵スペース狭隘化の解消
- 資料保存・劣化防止のための環境整備



- ✓ 「整備(対応)が必須であり、そのための経費が必要である」のだとしても、悲しいかな、学内からはそうした要望が多々あり、大学はそれに応えられる経費を確保できない
- ✓ 図書館の活動は、「需要(希望・利用)が多い／少ない」等とは言えても、教育・研究・社会貢献等の成果に直結する具体的・直接的な効果を数値等(定量的指標)で示し難い
- ✓ 経費の確保ではなく整備対象を厳選することも求められている

- 外部資金の獲得
- 予算の効率的な執行



- ✓ 大学全体に求められており、図書館に(も)求められている事項

2. 大学図書館の課題等⑧

【機能面】 ※選択肢の中から該当するものを複数選択

2021年度調査結果より

区分	利用者サービスの向上	電子情報の提供・保存環境の整備	情報リテラシー教育の充実	学生の自学自習のための支援(ラーニング・コモンズの整備、レファレンス等)	研究者の研究活動のための支援(学術情報への確で効率的なアクセスの確保等)	大学の国際化への対応(言語に堪能な職員の確保、利用環境の整備等)	社会・地域との連携の強化	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)への対応	研究データ管理等、オープンサイエンスへの対応	その他
国立(86)	68	74	58	62	64	35	34	17	45	4
公立(98)	84	73	62	58	64	28	40	18	17	0
私立(625)	542	446	416	458	383	157	245	101	114	6
計(809)	694	593	536	578	511	220	319	136	176	10

※赤字は15年前(2006年度調査)時にもあった選択肢

2. 大学図書館の課題等⑧ (まとめ)

【機能面】

- 利用者サービスの向上
- 電子情報の提供・保存環境の整備
- 情報リテラシー教育の充実
- 学生の自学自習のための支援(ラーニング・コモンズの整備、レファレンス等)
- 研究者の研究活動のための支援(学術情報への的確で効率的なアクセスの確保等)
- 大学の国際化への対応(言語に堪能な職員の確保、利用環境の整備等)
- 社会・地域との連携の強化
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)への対応
- 研究データ管理等、オープンサイエンスへの対応



- ✓ 大学図書館に求められている新たな機能(新たな課題)も多い
- ✓ 各図書館職員にとってのサービス(業務)における課題

2. 大学図書館の課題等⑨

- ✓ 前出の課題の選択肢は、調査元（文部科学省）が大学図書館の課題と捉えている事柄だと考えられる。それに対して、大学図書館（の管理職）が重要課題（重視すべき事項）と考えているか否かが回答数に反映されている。
- ✓ 次頁から、2006年調査の集計結果を示す。2021年調査とは選択肢の内容や選択方法（2006年は1つだけ選択／2021年は複数選択可）に違いはあるものの、2006年調査時の選択肢のうち2021年調査でも残っている事柄（2006年集計表で赤字にしている）は、2021年調査において極めて高い回答数となっている。

→大学図書館の慢性的な課題と言える（＝永遠に解決しない「持病」か？）

- ✓ 2006年調査時には存在せず、2021年調査時に存在する選択肢は、15年の間に新たに浮上してきた課題と言えそうである。

過去からの課題は解決しておらず、新たな課題も出現した。つまり、課題は増えている。



多くの大学に共通の課題なら共同で取り組みたい。

2. 大学図書館の課題等⑩

ちなみに、その15年前は？（2006年度調査結果より）

【組織・人事面】 ※選択肢の中から1つだけ選択

区分	専門性を有する人材の養成、確保	職員のキャリア・パスの確保	専任館長、教員、専任職員の確保	非常勤職員・外部委託職員の活用	その他	特になし
国立 (87)	68	7	5	3	4	0
公立 (76)	51	3	15	5	1	1
私立 (571)	159	17	36	13	3	19
計 (734)	511	51	86	39	16	31

2. 大学図書館の課題等⑪

ちなみに、その15年前は？（2006年度調査結果より）

【経費面】 ※選択肢の中から1つだけ選択

区分	図書購入に係る経費の確保	外国雑誌・電子ジャーナル購入に係る経費の確保	図書館経費の学内共通経費化の推進	図書館施設整備に係る経費の確保	外部資金の獲得	その他	特になし
国立 (87)	10	58	7	8	1	3	0
公立 (76)	28	40	2	5	0	0	1
私立 (571)	191	214	13	96	17	11	29
計 (734)	229	312	22	109	18	14	30

2. 大学図書館の課題等⑫

ちなみに、その15年前は？（2006年度調査結果より）

【設備面】 ※選択肢の中から1つだけ選択

区分	資料収蔵スペース狭隘化の解消	閲覧座席数の確保	資料保存・劣化防止のための環境整備	自動化のための施設整備	その他	特になし
国立 (87)	65	4	4	5	7	2
公立 (76)	52	1	5	6	7	5
私立 (571)	381	44	38	46	29	33
計 (734)	498	49	47	57	43	40

2. 大学図書館の課題等⑬

ちなみに、その15年前は？（2006年度調査結果より）

【運営・サービス面】 ※選択肢の中から1つだけ選択

区分	大学図書館の 位置付けの明 確化	利用者サービ スの向上	電子情報の 提供・保存 環境の整備	情報リテラシー 教育の充実	社会・地域との 連携の強化	その他	特になし
国立 (87)	29	28	28	1	0	1	0
公立 (76)	29	23	10	9	3	0	2
私立 (571)	161	257	54	61	18	8	12
計 (734)	219	308	92	71	21	9	14

3. 大学の課題と大学図書館①



大学の現状や課題も把握しておきたい

- 2004年4月の国立大学法人化を端緒に、国立大学法人には多方面から様々な改革や新たな展開が求められ続けている。
- 大学は多方面から様々な評価や査定を受けている。
- 大学図書館の大きな課題の一つである「経費の確保」は大学全体にとっての重要な課題の一つである（図書館だけが特別ではない）。
- 大学はIR（Institutional Research）などを通して、自らの強みや弱みを把握したうえで、今後の方向性を模索し続けて（始めて？）いる。
- そして、大学図書館は大学が設置している。図書館はそうした大学にどう貢献していけるのだろうか？

3. 大学の課題と大学図書館②

内閣府 総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)

- 第6期科学技術・イノベーション基本計画 [2021-2025] (2021年3月) 【参考1】
- 統合イノベーション戦略2022 (2022年6月) 【参考2】
- 国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会 (2017年12月～)

文部科学省 (中央教育審議会)

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(2018年11月) 【参考3】
 - 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(2022年3月18日 質保証システム部会) 【参考4】
 - 大学設置基準改正(2022年10月)

文部科学省

- 大学改革実行プラン(2012年6月)
- 国立大学改革プラン(2013年11月)
- 指定国立大学法人制度(2016年)
- 1法人複数大学制度(2020年)
- 国立大学法人ガバナンス・コード策定(2020年)
- 国際卓越研究大学(かみんぐす〜ん)



主なものについては、
その概要程度は確認
しておきたい。

【参考1】

現状認識

国内外における情勢変化

- 世界秩序の再編の始まりと、科学技術・イノベーションを中核とする国家間の覇権争いの激化
- 気候危機などグローバル・アジェンダの脅威の現実化
- ITプラットフォームによる情報独占と、巨大な富の偏在化

新型コロナウイルス感染症の拡大

- 国際社会の大きな変化
 - 感染症拡大防止と経済活動維持の両立による社会変革
 - サプライチェーン寸断が各国経済の持続性と強靱性の両立を迫る
 - テレワーク・オンライン教育は、新しい働き方や学びの場を創出

科学技術・イノベーション政策の振り返り

- 目的化したデジタル化と相対的な研究力の低下
 - デジタル化は既存の業務の効率化が中心、その本来の力が未活用
 - 論文に関する国際的地位の低下傾向や堅い研究環境が継続

「5年後までに、こういう社会を実現する」という基本計画である。

我が国が目指す社会(Society 5.0)

国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会

【持続可能性の確保】

- SDGsの達成を見据えた持続可能な地球環境の実現
- 現世代のニーズを満たし、将来の世代が豊かに生きていける社会の実現

【強靱性の確保】

- 災害や感染症、サイバーテロ、サプライチェーン寸断等の脅威に対する持続可能な社会の構築及び総合的な安全保障の実現
- 誰もが能力を伸ばせる教育と、それを活かした多様な働き方を可能とする労働・雇用環境の実現
- 寸断等の脅威に対する持続可能な社会の構築及び総合的な安全保障の実現

この社会像に「信頼」や「分かち合い」を重んじる我が国の伝統を継承し、世界の人材と投資を呼び込む

Society 5.0の実現に必要なもの

サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能で強靱な社会への変革
 価値創造の源泉となる「知」の創造
 新たな社会を支える人材の育成

大学は、人ひとりの多様な幸せ(well-being)が実現できる社会

「学術の中心として、」

「新たな知見を創造し、」

「成果を広く社会に提供することにより、」

「社会の発展に寄与する」
ところである。

Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

- 総合知やエビデンスを活用し、未来像からの「バックキャスト」による政策立案し、評価を通じて機動的に改善
- 5年間で、政府の研究開発投資の総額 30兆円、官民共同研究の総額 10兆円を目指す

国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革

- (1) サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出
 - ・ 政府のデジタル化、デジタル庁の発足、データ戦略の完遂（ベースレジストリ整備等）
 - ・ Beyond 5G、スリコン、宇宙システム、量子技術、半導体等の次世代インフラ・技術の整備・開発
- (2) 地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進
 - ・ カーボンニュートラルに向けた研究開発（総合活用等）、循環経済への移行
- (3) レジリエントで安全・安心な社会の構築
 - ・ 重要技術の育成と研究開発、社会実装及び流出対策の推進

よって大学には、
 「社会の発展に寄与する」
 「社会的課題を解決する」
 ための教育研究を行い、
 「それを社会に提供する」
 ことが求められている。

価値創造の源泉となる研究力の強化

- (1) 新たな研究システムの構築（オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進）
 - ・ 研究データ・機器の共有、研究DXが開拓する新しい研究コミュニティ・環境の醸成
- (2) 大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張
 - ・ 多様で個性的な大学群の形成（専ら経営体への転換、世界と伍する研究大学の更なる成長）
 - ・ 10兆円規模の大学ファンドの創設

一人ひとりの多様な幸せと課題への挑戦を実現する教育・人材育成

- 探究力と学び続ける姿勢を強化する教育・人材育成システムへの転換
 - ・ 初等中等教育段階からのSTEAM教育やGIGAスクール構想の推進、教師の負担軽減
 - ・ 大学等における多様なカリキュラムやプログラムの提供、リカレント教育を促進する環境・文化の醸成



統合イノベーション戦略2022(概要)

【参考2】

- 科学技術・イノベーションは、**経済成長**や**社会課題の解決**、**安全・安心の確保**の観点から、国家の生命線であり、これを中核とする**国家間の覇権争い**は一層激化
- 予測不能で混沌とした時代に直面する中、先見性を持って、官民が連携・協力して科学技術・イノベーションにより**国家的な重要課題に対応**することが必要
- 第6期基本計画の下での**2年目の年次戦略**として、**政策の機動的な見直し・実行**を図るとともに、**効果的・効率的な政策推進モデルの確立**につなげる

現状認識

【国内外における情勢変化】

- ✓ 変化の激しい時代を背景とした、気候変動をはじめ社会課題の複雑化、新興技術の急速な発展
- ✓ 感染症や自然災害、サイバーテロ等の脅威の先鋭化
- ✓ 安全保障を巡る環境の厳しさの増大

【科学技術・イノベーション政策への要請】

- ✓ 国力を裏付け、国際社会におけるプレゼンスの向上と総合的な安全保障の実現を図るための政策の射程の拡大
- ✓ 我が国の研究力とイノベーション力の相対的な低下の打開に向けた、新規ファンディングの駆使と第6期基本計画の強力な推進

政権のアジェンダ

- ✓ **新しい資本主義の実現**（社会課題を成長のエンジンへ転換）
科学技術立国の実現、スタートアップの徹底支援、デジタル田園都市国家構想の推進、経済安全保障の確保、人への投資の抜本強化
- ✓ これらのアジェンダと軌を一にするSociety 5.0の実現と、「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環による成長と分配の好循環の体現

我が国が目指す社会(Society 5.0)の実現に向けたプロセス(いわゆる勝ち筋)を官民で共有し、力を結集できるよう、政策の方向性と実現構想の更なる具体化が不可欠

科学技術・イノベーション政策の3本の柱

大学改革やSTEAM教育が拓く**知的資産**と、経済安全保障等に対応する**先端研究開発**が生む**技術シーズ**をゲームチェンジの両翼として、**スタートアップ**を主軸に**社会変革**を実現

知の基盤(研究力)と人材育成の強化

- 大学の機能強化により、**基礎研究・学術研究を振興**し、全国に**面的・多層的な知の基盤を構築**
- 分野にとらわれず、創造的な研究をリードする多様な人材の育成や、社会ニーズを捉え、学び続ける姿勢に応える教育の促進により、大学等が生み出す**知的資産を社会に還元**

- 1 大学ファンドがけん引する異次元の研究基盤の強化と大学改革**
 - ・ 大学ファンドからの助成を見据えた国際卓越研究大学の公募
 - ・ 博士課程学生の処遇向上と留學のキャリア拡大、若手等の研究環境の改善
 - ・ 女性研究者の活躍促進、国際共同研究・国際頭脳循環の推進
 - ・ 研究データの全国的な管理・利活用、研究インフラの整備・共用化
- 2 地域中核・特色ある研究大学の振興**
 - ・ 総合振興パッケージの改定、強みや特色を伸ばす戦略的経営の後押し
- 3 探究・STEAM教育とリカレント教育の推進**
 - ・ 特異な才能のある子供への支援、理数系のジェンダーギャップの解消
 - ・ 企業・大学等における学び直しの支援充実や環境整備

科学技術・イノベーションと価値創造の源泉となる「知」を持続的に創出

イノベーション・エコシステムの形成

- イノベーションの担い手として、**スタートアップを前面に押し出し**、**新たな業を起して**いくことで、経済社会を活性化
- **ディープテックやデジタル分野のスタートアップが次々と生まれ成長するエコシステムを抜本強化**した上で、政策ツールを総動員して**民間資金を誘発**し、官民の研究開発投資を拡大

- 1 スタートアップの徹底支援と民間資金を巻き込む資金循環の促進**
 - ・ 機関投資家からのVC投資促進・環境整備など成長資金の強化
 - ・ 民間VC育成や国内外VCと協調した事業化支援の強化
 - ・ 未上場市場創設やアントレプレナーシップ教育による起業家支援
 - ・ 国際的なスタートアップ・キャンパス構想の推進など都市・大学等の機能の強化
 - ・ SBIR制度の強化と政府調達を活用
 - ・ 資金循環の活性化による研究開発投資の拡大

- 2 デジタル田園都市国家構想の加速**
 - ・ スマートシティによる地域の好事例の創出・展開、ロードマップの策定
 - ・ 各分野の拠点形成の連携を通じた地域の人材育成・課題解決

科学技術・イノベーションがもたらす恩恵を国民や社会、地域に還元

先端科学技術の戦略的な推進

- **AI・量子の新戦略の策定やシンクタンクの進化**により、勝ち筋を見定め、**経済安全保障重要技術育成プログラム**や**次期SIP**等の推進により、**社会実装**につなげる取組を加速
- **デジタルやグリーン、半導体**など、官民で重要課題に対応し、我が国が世界をリードすべき分野で**反転攻勢を本格化**

- 1 重要技術の国家戦略の推進と国家的な重要課題への対応**
 - ・ 国家戦略における社会実装の強化を含む研究開発等の推進
 - ・ データ戦略に基づく社会のデジタル化、デジタルツインの防災等への活用、カーボンニュートラル実現や多様なエネルギー源活用に向けた技術開発
※AI、バイオ、量子、マテリアル、健康・医療、宇宙、海洋、食料・農林水産業等
- 2 安全・安心に関する取組の推進**
 - ・ シンクタンク機能や経済安全保障重要技術育成プログラムの推進
- 3 社会課題解決のための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用**
 - ・ 総合知の発信、SIP第2期実装と次期準備、ムーンショットの推進
 - ・ 国際標準戦略の強化、科学技術外交国際共同研究の推進、研究イノベーションの確保

経済構造の自律性、技術の優位性・不可欠性も念頭に、我が国の勝ち筋となる技術を育成

3本の柱を束ね、相互に連携させながら、政策を効果的・効率的に推進

政策の
一体的な展開
(今後検討に着手)

分野別では解決できない複雑な社会課題に対し、**異分野融合と多彩な施策の相補的連携**により、新たな価値を創出できるよう、政策プロセスをブラッシュアップ

新規プログラムを活用した分野別戦略間の連携

経済安全保障重要技術育成プログラムや次期SIPを、経済安全保障や社会実装の視点を強化し、俯瞰的にAI・量子等の分野別戦略同士をつなぐ手段として機能させ、戦略間の連動性を向上

勝ち筋に直結する研究開発等をより戦略的に推進

主要施策や分野別戦略の間の連携

- ・ 主要施策や分野別戦略の間の有機的な連携を高度化
- ・ 時宜を得た政策を仕掛けるべく、分野別戦略のフォローアップの仕組みを確立

勝ち筋をより確かなものとし、国家的な重要課題を達成

統合イノベーション戦略2022において取り組む主な施策

各柱の中の見出しは、第2章（第6期基本計画の目次構成に沿って整理）に基づく

【参考2】

知の基盤(研究力)と人材育成の強化

知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる
研究力の強化

- ◆ **多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築**
 - 博士課程学生の処遇向上、国家公務員における博士人材の待遇改善の検討など様々な分野で活躍できるキャリアパス拡大
 - 創発的研究支援事業の推進、人事給与マネジメント改革を通じた若手ポスト確保をはじめ研究者の研究環境の改善、女性研究者の活躍促進
 - 科学技術の国際展開に関する検討結果を踏まえた国際共同研究事業の推進や国際頭脳循環のハブ拠点形成
- ◆ **新たな研究システムの構築（オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進）**
 - 研究データ基盤システムを用いた研究データの管理・利活用の推進
 - 研究DXを支えるスパコン等のインフラの整備・運用
 - 研究設備・機器の共用の推進
- ◆ **大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張**
 - 世界と伍する研究大学の実現に向けた、国際卓越研究大学の認定枠組みの構築と2022年度中の公募開始
 - 2024年度以降、国際卓越研究大学に対する、10兆円規模の大学ファンドからの助成を含む総合的な支援
 - 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの改定、産学官連携による共創拠点形成、強みや特色を伸ばす戦略的経営の後押し

一人ひとりの多様な幸せと課題への挑戦を実現する
教育・人材育成

- ・ Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージのロードマップに基づく施策の実施・フォローアップ
- ・ STEAM・アントレプレナーシップ教育の強化、特異な才能のある子供の指導・支援に関する実証的な研究等の推進
- ・ 理数の学びに対するジェンダーギャップの解消に向けたロールモデルの提示や調査を通じた要因分析
- ・ 学ぶ意欲がある人への3年間で4,000億円規模の支援の充実、企業や大学等におけるリカレント教育の強化

イノベーション・エコシステムの形成

国民の安全と安心を確保する**持続可能で強靱な社会**への変革

- ◆ **価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成**
 - ・ 機関投資家からのVC投資促進・環境整備、エンジェル投資家等の個人からの投資促進など成長資金の強化
 - ・ 公的機関・官民ファンドによる民間VC育成や国内外VCと協調した事業化支援の強化
 - ・ 未上場市場創設に向けた環境整備や初等中等教育段階からのアントレプレナーシップ教育の強化、グラント・チャレンジ等を通じた支援による起業家支援
 - ・ スタートアップ・エコシステム拠点都市の支援や国際的なスタートアップ・キャンパス構想の推進など都市・大学等の機能の強化
 - ・ SBIR制度について、同制度の「指定補助金等」の対象・規模の抜本的な拡充とともに、スタートアップの育成に向けた政府調達の活用促進
- ◆ **次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくり（スマートシティの展開）**
 - ・ スーパーシティ等と併せ、デジタル田園都市国家構想実現に向けた、スマートシティによる地域資源を生かした多様な取組の好事例の創出・展開
 - ・ 地域の官民による実装に向けた中長期ロードマップの策定、標準活用や研究開発等についての検討
 - ・ 大学やスタートアップ等を中核とする各分野の地域拠点形成の連携を通じた、地域経営人材の育成・活動の場作りや、地域課題解決の体制・エコシステム作り

知と価値の創出のための**資金循環**の活性化

- ・ 第6期基本計画期間中、政府30兆円、官民120兆円の研究開発投資目標の下、国際的な研究開発競争のリード
- ・ 科学技術関係予算の拡充、研究開発税制やイノベーション化、公共調達の促進等による民間投資の誘発

総合科学技術・イノベーション会議の**司令塔機能**の強化

- ・ エビデンスシステム（e-CSTI）の高度化、重要科学技術領域や日本の勝ち筋、資金配分に関する分析
- ・ 基本計画の進捗把握、関係司令塔会議や関係府省庁との連携促進

先端科学技術の戦略的な推進

- ◆ **サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出**
 - ・ デジタル庁を中心とした包括的データ戦略に基づくベースレジストリの課題整理と2025年までの実現
 - ・ データ連携プラットフォームの構築、Beyond 5Gの研究開発と国際標準化の推進
- ◆ **地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進**
 - ・ 今後策定するグリーンエネルギー戦略を見据え、グリーン成長戦略等に基きカーボンニュートラルや多様なエネルギー源の活用に向けた省エネ・再エネ・原子力・核融合等の革新的な技術開発の拡充（基金等）
 - ・ 生物多様性国家戦略の見直し等による脱炭素社会・循環経済・分散型社会への移行加速
- ◆ **レジリエントで安全・安心な社会の構築**
 - ・ デジタルツインの構築やシミュレーション技術の開発による、自然災害やインフラ老朽化等の脅威への対応
 - ・ シンクタンク機能や経済安全保障重要技術育成プログラムの推進、技術流出対策等を通じた総合的な安全保障の確保
 - ・ 経済安全保障推進法の下、官民技術協力や特許出願の非公開に関する施策の着実な実施
- ◆ **様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用**
 - ・ 総合知の考え方や事例の発信強化・活用促進
 - ・ SIP第2期の社会実装と次期SIPの課題検討、新目標・ステージゲートや国際連携を踏まえたムーンショットの充実
 - ・ 国際標準戦略の強化、科学技術外交・国際共同研究の戦略的な推進、研究インテグリティの自律的な確保とフォローアップ
 - ・ 医療用等のRIの製造・実用化・普及の推進

官民連携による**分野別戦略**の推進

- 【**基盤技術**】 新たなAI戦略・量子戦略に基づく社会実装や経済安全保障の強化、バイオコミュニティやバイオものづくりを核とした市場拡大、マテリアルDXプラットフォームの実現など、世界最先端の研究開発や拠点形成、人材育成等の推進
- 【**応用分野**】 健康・医療、宇宙、海洋、食料・農林水産業など、産学官連携による出口を見据えた取組の推進

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

【参考3】

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化
国連・SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会」
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

UN SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化

- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の費用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

● 全学的な教学マネジメントの確立

- 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成

● 学修成果の可視化と情報公表の促進

- 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

● 設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

● 認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口: 120万人(2017)
 - 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数: 63万人(2017)
 - 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し、高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討



V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を楽しむことを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
- 必要な投資を得られる機運の醸成

背景

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

【参考4】

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を併せ持つように設計されており、一定程度機能している。
 - しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。
- ⇒ 大学における国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、
①最低限の水準を厳格に担保しつつ、②大学教育の多様性・先進性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」
- ・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確保する必要。

改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現
②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保
- ※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

(1) 大学設置基準・設置認可審査

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで拡大を認める。

- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。

例）遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等

- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。

(2) 認証評価制度

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

(3) 情報公表

<改善・充実の方向性>

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

(4) その他の重要な論点

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。等

3. 大学の課題と大学図書館③

文部科学省 科学技術・学術審議会（情報委員会）

- ジャーナル問題検討部会（2020年2月～2021年1月）
「我が国の学術情報流通における課題への対応について（審議まとめ）」（2021年2月）
- オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会（2022年2月～）
- その他
「コロナ新時代に向けた今後の学術研究及び情報科学技術の振興方策について（提言）」（2020年9月）
【参考5】

日本学術会議

- 提言「オープンサイエンスの深化と推進に向けて」（2020年5月）
- 提言「学術情報流通の大変革時代に向けた学術情報環境の再構築と国際競争力強化」（2020年9月）



これは大学図書館に直接関係する
事柄なので、自分自身で
しっかり内容を確認しておきたい。

「コロナ新時代に向けた今後の学術研究及び情報科学技術の振興方策について（提言）」の概要

（令和2年9月30日 科学技術・学術審議会 学術分科会・情報委員会）

【参考5】

ポイント

- コロナ新時代に向けて、多様な広がりを持つ学術知の確保のための学術研究の振興と、これと密接不可分な情報科学技術の振興が必須
- コロナ新時代に向けた学術研究及び情報科学技術の振興に当たっては、学術研究・情報科学技術が**社会の負託**に応えられるよう、諸施策の推進を通じ、**研究を継続するためのレジリエンスの確保、新しい研究様式への転換及び研究者の交流・連携の担保**を実現すべき

I 検討の背景・方向性

- ・コロナ禍により社会の在り方が変容した結果、「**コロナ新時代**」とも呼ぶべき**新たな時代が到来**し、時間や地理的制約を超えた新たな活動スタイルが普及
- ・社会の様々なデータの活用が量的・質的に拡大し、**データ駆動の活動が社会のあらゆる分野に波及・進展**
- ・コロナ禍が浮き彫りにした課題の克服を通じて**より良い未来社会、Society 5.0の実現に向けた変革**につなげるという視点が重要
- ・コロナ禍のような予測困難な事態に対応するには、**多様な学術知の確保**が最善の策であり、国は、研究者の自由な発想に基づく**学術研究への公的投資を充実し振興を図ること**、及びそれを支える**情報科学技術への研究開発投資の拡充、研究のデジタル・トランスフォーメーションの推進**に取り組むことが必要
- ・コロナ新時代において、**学術研究は**、社会から期待される役割（①～③）を果たすことが必要
 - ①我が国が直面している社会的課題の解決に向け、**学術知を創出・蓄積・提供**
 - ②地球規模の課題の解決に向け、**国際社会と連携して貢献**
 - ③コロナ新時代を切り拓く**豊かな教養と高度な専門的知識を備えた人材を育成**
- ・コロナ新時代に向けた学術研究の振興と、これと密接不可分な情報科学技術の振興のため、学術分科会と情報委員会が連携して検討し、**合同で提言**

II 学術研究及び情報科学技術の振興方策

（1）不測の事態においても研究を継続するためのレジリエンスの確保

- ・競争的研究費の柔軟な運用や科研費の「基金化」の推進、評価に当たった配慮により、**研究者の負担や不安を軽減する競争的研究費制度**を実現
- ・国の支援の下、博士後期課程学生の処遇の向上や多様なキャリアパスの確保、URAの安定的な配置等により、**若手研究者等が安心して研究に取り組める環境**を整備
- ・大学等において、**不測の事態においても可能な限り研究活動を継続**できるような体制を整備

（3）研究者の交流と連携の担保

- ・**オンラインサービスを効果的に活用したコミュニケーション**により、研究活動を活性化
- ・国は、若手研究者の海外研さん機会を充実すること等により、**国際研究ネットワークを強化**
- ・国は、**共同利用・共同研究体制**について、不測の事態でも研究を継続できるようなシステム構築や共同利用・共同研究拠点のネットワーク化により**強化**するとともに、「**大規模学術フロンティア促進事業**」を積極的に推進
- ・オンラインと対面のハイブリッドな教育研究の充実に向けて、**情報通信環境の強化や感染拡大防止対策の観点から大学等の施設を整備**

（2）コロナ新時代にふさわしい新しい研究様式への転換

- ・情報科学技術自体の研究開発を恒常的に進めつつ、SINETなど**国全体の一体的情報システム基盤及び大学等における情報システム基盤を整備・高度化**
- ・研究におけるデータ活用のため、データの取得・共有・長期保存等を可能にする**セキュアな研究データ基盤を構築**
- ・大学図書館及び多様な学術情報のデジタル化や著作権法の見直し、研究の遠隔化・スマート化など、**研究環境のデジタル化を促進**

（4）社会の負託への応答

- ・**国による総合的・計画的な人文学・社会科学の振興**により、新たな価値の提示や社会課題の解決等においてそれらの知見を活用
- ・国の支援の下、**AIやビッグデータ等を用いて様々な社会ニーズに対応**するとともに、情報科学技術分野と各分野の密接な連携を通じ、**データ駆動型科学、AI駆動型科学等の新たな科学的手法の発展を促進**
- ・教育・学習データの分析・活用、デジタル教育コンテンツのリポジトリ化と共用促進等により、**教育の発展に貢献**
- ・国は、研究の多様性を確保するため、**多様な研究分野に十分に投資**するとともに、**学術政策、科学技術政策及び大学政策が連携**して施策を推進するための体制を構築

3. 大学の課題と大学図書館

1) 中期目標・中期計画と大学図書館①

※国立大学法人化（2004年4月）

国立大学法人法（平成15年法律第112号） ※令和4年法律第68号により一部改正

第三章 中期目標等 （中期目標）

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する事項
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 三 財務内容の改善に関する事項
 - 四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- [以下略]

3. 大学の課題と大学図書館

1) 中期目標・中期計画と大学図書館②

※国立大学法人化（2004年4月）

国立大学法人法（平成15年法律第112号） ※令和4年法律第68号により一部改正

（中期計画）

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 前二号に掲げる措置の実施状況に関する指標
 - 四 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 五 短期借入金の限度額
 - 六 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 七 剰余金の使途
 - 八 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

[中略]

5 国立大学法人等は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

3. 大学の課題と大学図書館

1) 中期目標・中期計画と大学図書館③

※国立大学法人化（2004年4月）

国立大学法人法（平成15年法律第112号） ※令和4年法律第68号により一部改正

（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等）

第三十一条の二 国立大学法人等は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績
- 2 国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。
- 3 国立大学法人等は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。

3. 大学の課題と大学図書館

1) 中期目標・中期計画と大学図書館④

6年間の中期目標期間

第1期 2004年度～2009年度

第2期 2010年度～2015年度

第3期 2016年度～2021年度

第4期 2022年度～2027年度



筑波大学は、中期目標・中期計画・評価指標の中に図書館に関する事項を含めようがなく、学内限定という扱いで、図書館の中期計画・評価指標が追加された

各大学は、期間開始前に、文部科学省が策定した各大学の6年間の中期目標に対応した中期計画を策定し、期間終了までに、その実施状況についての評価を受けなければならない。実施状況（評価結果）は運営費交付金にも大きく影響する。

※自大学の中期目標・中期計画、その評価指標、大学の将来ビジョン等を確認しておこう。

図書館はそれを意識しているだろうか？

図書館はその中に登場しているだろうか？

3. 大学の課題と 大学図書館

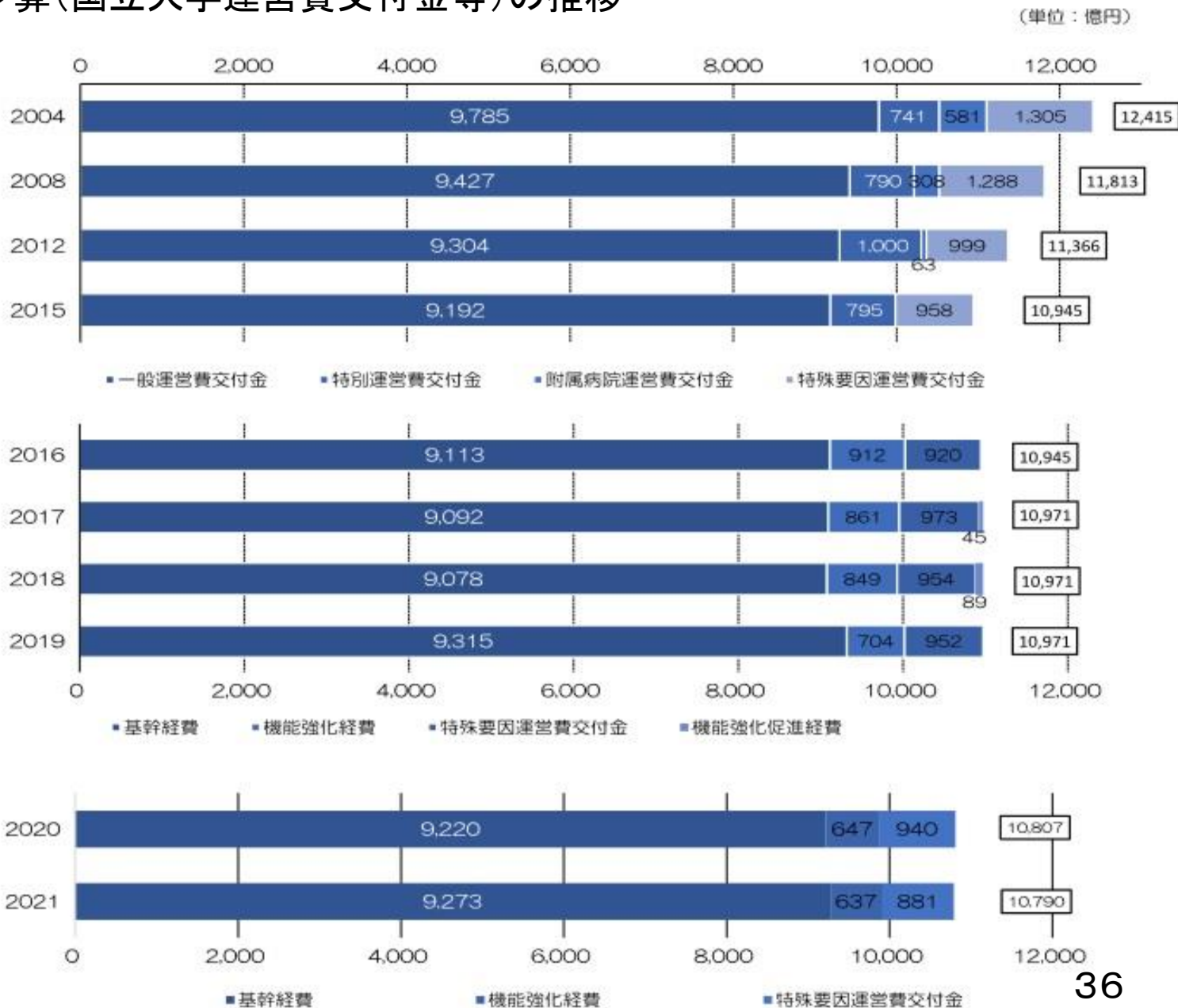
2) 国立大学法人の 予算の現状①

(出典) 国立大学協会、
国立大学法人 基礎資料集、
2022年3月31日。

法人化初年度
(2004年度)に比
べて、総額は
年々減少傾向



予算(国立大学運営費交付金等)の推移



3. 大学の課題と 大学図書館

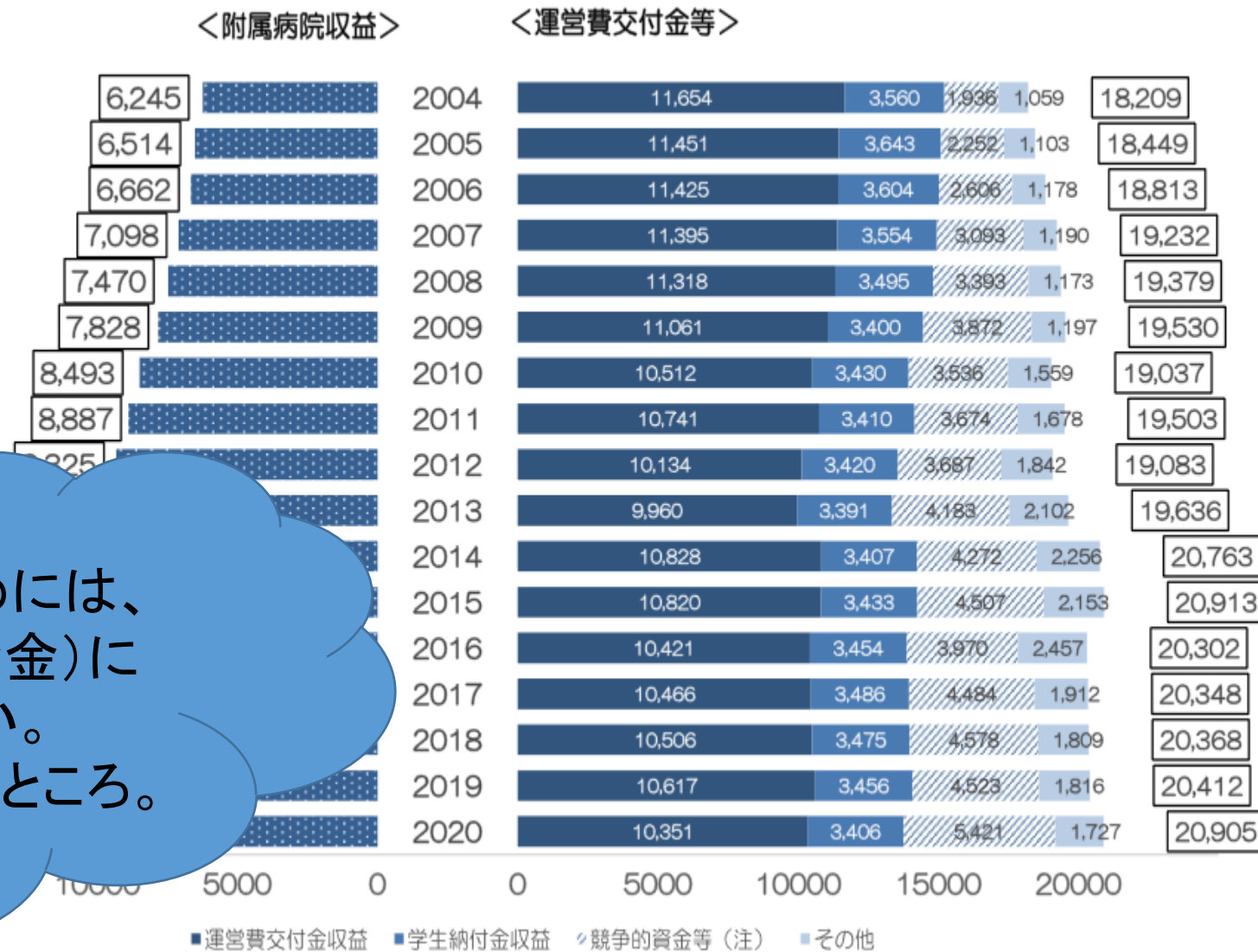
2) 国立大学法人の 予算の現状②

(出典) 国立大学協会、
国立大学法人 基礎資料集、
2022年3月31日。

研究活動維持のためには、
外部資金(競争的資金)に
頼らざるを得ない。
各大学が力を入れるところ。

経常収益の内訳と法人化後の推移(2004-2020)

(単位: 億円)



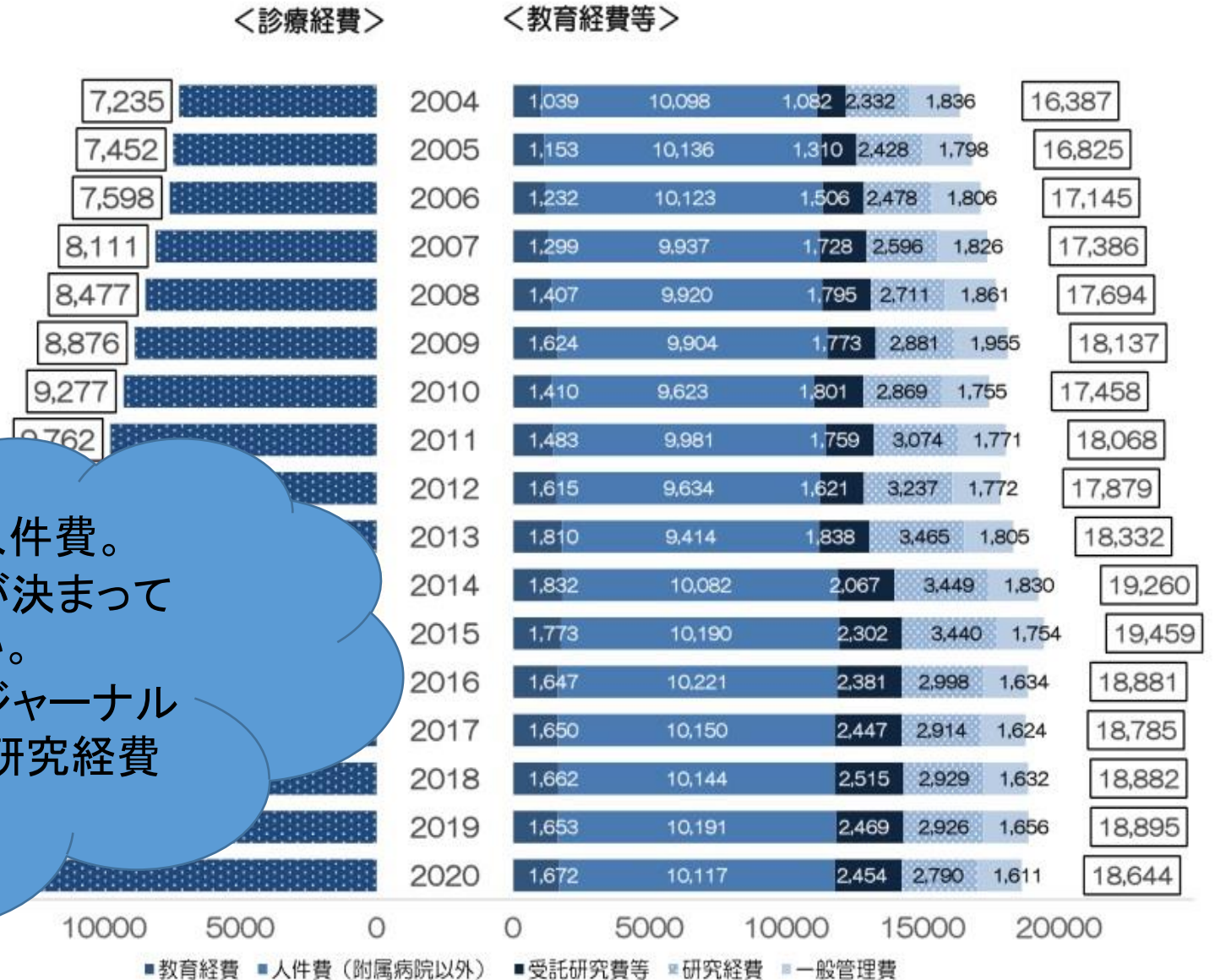
3. 大学の課題と 大学図書館

2) 国立大学法人の 予算の現状③

(出典) 国立大学協会、
国立大学法人 基礎資料集、
2022年3月31日。

経常費用の内訳と法人化後の推移(2004-2020)

(単位: 億円)



支出の5割以上は人件費。
その他の経費も用途が決まっ
ているものが多い。
学生用図書費や電子ジャーナル
等経費も教育経費や研究経費
から



3. 大学の課題と大学図書館

2) 国立大学法人の予算の現状④



「基幹経費」さえも、1割以上が大学間で争奪
図書館が直接貢献でき
そうな指標は...ない...

運営費交付金に関する大きな変化

運営費交付金(基幹経費)における

「成果を中心とする実績状況に基づく配分」

- ・令和元年度予算から導入された仕組み。
- ・令和4年度は**基幹経費のうち1000億円が対象**。
規模や組織体制により、6グループ(次頁)に分けられ、その中で、**右の指標に基づく相対評価の結果(順位)によって、配分額が決定**される。
評価に基づかない従来方式の配分額を100%とすると、評価結果により75%~125%(指定国立大学の場合は70%~130%)の範囲で増減する。
なお、配分額は各指標毎に割り振られている。

区分	指標
教育	卒業・修了者の就職・進学等の状況
教育	博士号授与の状況
教育	大学教育改革に向けた取組の実施状況
研究・経営改革	若手研究者比率
研究	運営費交付金等コスト当たりTop10%論文
研究	常勤教員当たり研究業績数
研究	常勤教員当たり科研費獲得額・件数
経営改革・研究	常勤教員当たり受託・共同研究等受入額
経営改革	人事給与マネジメント改革状況
経営改革	会計マネジメント等改革状況
経営改革	寄付金等の経営資金獲得実績

3. 大学の課題と大学図書館

2) 国立大学法人の予算の現状⑤

- 運営費交付金（基幹経費）における「成果を中心とする実績状況に基づく配分（令和4年度）」の6グループ

グループ1) 主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・先刻的な教育研究を推進する取組を中核とし、附属病院を有する国立大学【28大学】

グループ2) グループ1と同様の取組を中核とし、附属病院を有しない国立大学【27大学】

グループ3) 主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域間より世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学【14大学】

グループ4) 主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学のうち、指定国立大学【10大学】

グループ5) グループ4と同様の取組を中核とする国立大学のうち、指定国立大学以外【7大学】

グループ6) 研究基盤の共同利用や、大学の枠を超えたネットワーク化を推進する共同利用機関【4機構】

3. 大学の課題と大学図書館

2) 国立大学法人の予算の現状⑥

ただでさえ予算状況（財源）が苦しい中で支出増を招く要因

✓電気料金の高騰

もはや「節電」程度では対応不能

既にスパコンの部分停止（部分稼働）なども

✓資材費の高騰

✓電子ジャーナル等価格高騰

毎年数%の価格上昇（一般的には理解不能な状況）

✓すべてに追い打ちをかける「円安」



それにつけても
金の欲しさよ...

根岸の里の
侘び住まい...

3. 大学の課題と大学図書館



図書館が直接貢献でき
そうな指標は...ない...

3) 大学ランキング①

※ たかがランキング、されどランキング
判断材料にされるのであれば無視はできない
(評価指標)

THE世界大学ランキング

英国で発行されている高等教育情報誌『Times Higher Education』が2010年から独自の集計方法や手法等で作成した世界大学ランキング。

2004年から2009年まではQS社と提携してTHE/QS World University Rankingsとして作成していたが、2010年からTHEとQSそれぞれが独自で作成するようになった。論文指標については、2004～2007: Web of Science (トムソン・ロイター社)、2008～2009年: Scopus (エルゼビア社)、2010年～2014: Web of Science、2015～Scopusを使用。

教育	教育に対する研究者の評判調査
	学生1人あたりの教員数
	学士号授与数に対する博士号授与数の比率
	教員1人あたりの博士号授与数
	教員1人あたりの大学の総収入
研究	研究に関する研究者の評判調査
	教員1人あたりの研究費収入
	教員・研究者1人あたりのScopusに掲載された論文数
被引用論文	1論文あたりの被引用数
国際性	外国人学生の比率
	外国人教員の比率
	国際共著論文比率
産業界からの収入	教員1人あたりの産業界からの研究費収入

3. 大学の課題と大学図書館

3) 大学ランキング②

QS世界大学ランキング

英国の大学評価機関「QS社(クア
クアレリ・シモンズ)」が2010年か
ら独自の集計方法や手法等で作
成した世界大学ランキング。

2004年から2009年まではTHE社
と提携してTHE/QS World
University Rankingsとして作成し
ていたが、2010年からQSとTHEそ
れぞれが独自で作成するようにな
った。

論文指標については、2007年ま
では、トムソン・ロイター社のWeb
of Science、2008年以降はエルゼ
ビア社のScopusを使用。

※ たかがランキング、されどランキング
判断材料にされるのであれば無視はできない

(評価指標)

研究者による評判

雇用者による評判

学生一人当たりの教員数

外国人教員比率

外国人学生比率

教員1人当たりの被引用論文数



図書館が直接貢献でき
そうな指標は...ない...

3. 大学の課題と大学図書館

3) 大学ランキング③

THE世界大学ランキング日本版

THEが2017年から発表している日本の大学のみを対象としたランキング。
世界版とは評価指標が異なる。

図書館が直接
貢献できそうな
指標は...ない...



※ たかがランキング、されどランキング
判断材料にされるのであれば無視はできない
(評価指標)

教育リソース	学生一人あたりの資金
	学生一人あたりの教員比率
	教員一人あたりの論文数
	大学合格者の学力
	教員一人あたりの競争的資金獲得数
教育充実度	学生調査:教員・学生の交流、協働学習の機会
	学生調査:授業・指導の充実度
	学生調査:大学の推奨度
	高校教員の評判調査:グローバル人材育成の重視
	高校教員の評判調査:入学後の能力伸長
教育成果	企業人事の評判調査
	研究者の評判調査
国際性	外国人学生比率
	外国人教員比率
	日本人学生の留学比率
	外国語で行われている講座の比率

3. 大学の課題と大学図書館(まとめ)



- 大学は多方面から様々な改革や新たな展開を求められ続けている。
世の中のスピード感 > 大学のスピード感 > 図書館のスピード感
- 大学は多方面から様々な評価や査定を受けている。

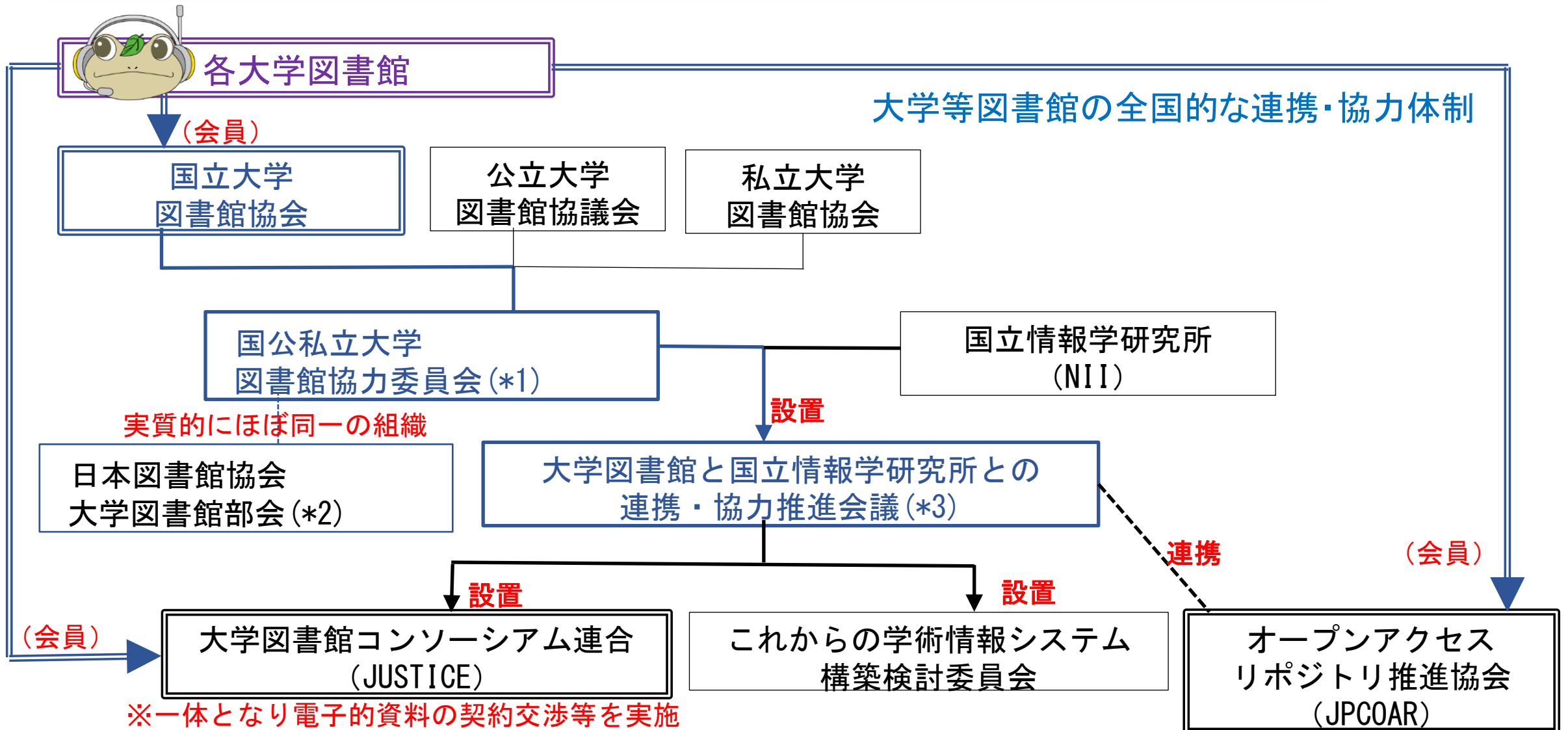
断片的な数字(定量的指標)だけが大学の教育・研究・社会的活動の全てのように評価されるのはおかしい!と、大学に身をおく誰しも思う。しかし、それで評価され、予算が増減されたり、受験(留学)先を選択されたり、国際的な共同研究等の相手が選択されているのが現実なので、対応せざるを得ないのが現状。

図書館活動の成果はそうした評価・査定の指標になり得ていない。

- 大学図書館の切実な課題ある「経費の確保」は大学全体にとっても切実な課題の一つである。
- 大学は自らの強みや弱みを把握した上で、今後の方向性を模索し続けて(始めて?)いる。
図書館は大学にどう貢献していけるのだろうか?

教育、研究、社会貢献を行う大学の縦割り組織の中で、図書館はその全てに深く関われる唯一の存在!それが図書館の最大の強みとも考えられる。その強みをどう活かして大学に貢献していくかを模索していくしかない!

4. 大学図書館コミュニティの取り組み①



4. 大学図書館コミュニティの取り組み②

国立大学図書館協会

→ <https://www.janul.jp/ja>

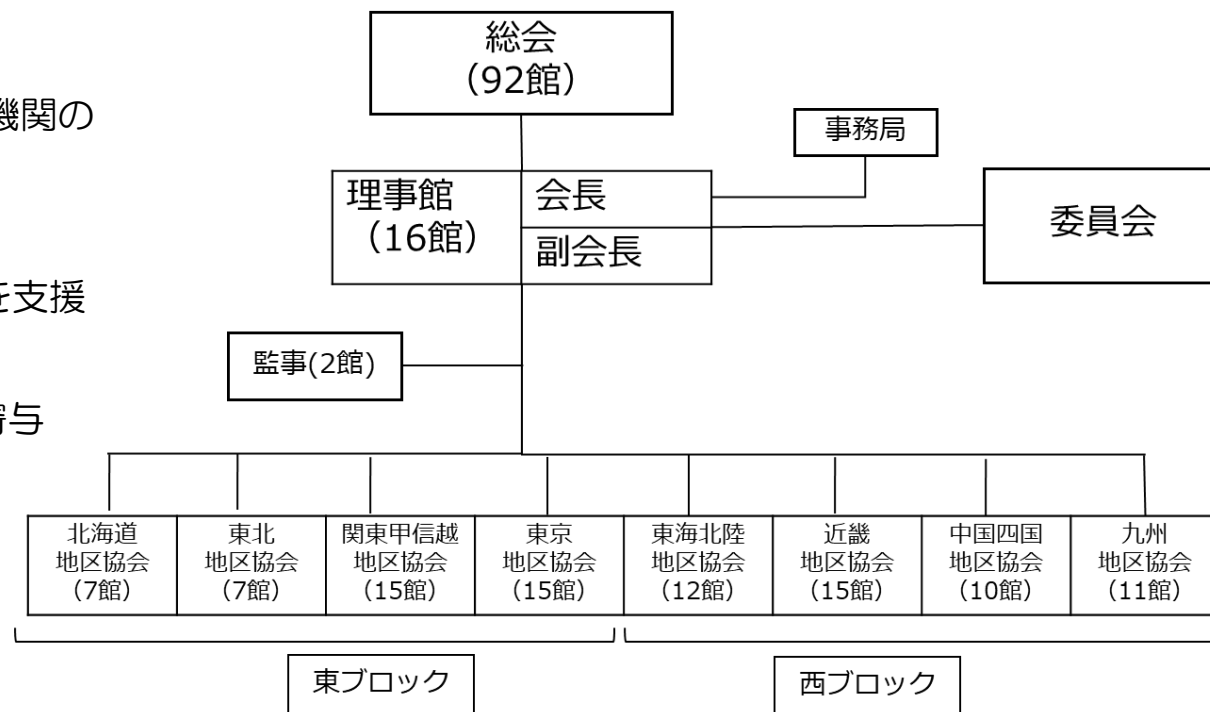
- 全国の86の国立大学、放送大学、5つの大学共同利用機関の図書館を会員とする組織。

8の地区協会があり、各地区2館の理事を選出。

- 会員間の緊密な連携と協力により、図書館機能の向上を支援するとともに、広く学術情報資源の相互利用の推進、学術情報流通基盤の発展に貢献し、大学の使命達成に寄与することが目的。

- 国立大学図書館の機能向上に関し必要な調査研究、学術情報資源の共同整備と相互利用の促進、国立大学図書館職員の資質向上のための事業、及び学術情報流通に関する国内外の団体との連携・協力等の事業を実施。

- 総会、各地区選出理事館による理事会の他に、ビジョン推進のための委員会組織を設置。
- 2016年6月総会で『国立大学図書館機能の強化と革新に向けて～国立大学図書館協会ビジョン2020～』を策定し、協会及び会員館が目標達成に向けた取り組みを推進。
- 2021年6月の総会において『国立大学図書館機能の強化と革新に向けて～国立大学図書館協会ビジョン2025～』を策定。



4. 大学図書館コミュニティの取り組み③

国公立大学図書館協力委員会

→ <https://julib.jp/>

- 国立大学図書館協会、公立大学協会図書館協議会、私立大学図書館協会の三つの大学図書館協（議）会の協力体制により日本の大学図書館全体としての事業展開、課題解決、情報共有を実施することを目的とした組織。
- 各協（議）会から選出される常任幹事館（6館）、委員館（常任幹事館を含めて14館）を中心に運営されており、事業実施のために設置される専門委員会が活動主体。
- 現在の常任幹事館は、東京大学、筑波大学、横浜市立大学、大阪公立大学、慶應義塾大学、早稲田大学の6大学。
- 常任幹事館が交代で委員長館（実質的には、筑波大学→横浜市立大学→早稲田大学→筑波大学→慶應義塾大学、という5年周期のローテーションとなっている）
- 2010年に国立情報学研究所との『連携・協力の推進に関する協定書』を締結し、大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議を設置（大学図書館側は常任幹事館が委員であり、委員長館と国立情報学研究所が1年おきに議長を務める）。
- 毎年国立国会図書館主催で、「国立国会図書館長と大学図書館長との懇談会」（常任幹事館、委員館の館長等が出席）を開催
- 本委員会の委員長館が日本図書館協会大学図書館部会の部会長を兼ねる（横浜市立大学が委員長館の時は東京都立大学）

4. 大学図書館コミュニティの取り組み④

大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議

→ <https://contents.nii.ac.jp/cpc>

- 国公立大学図書館協力委員会と国立情報学研究所との『連携・協力の推進に関する協定書（2010年10月）』に基づき設置された会議体組織。

協定書では以下の事項に関する連携・協力を謳っている

- （1）バックファイルを含む電子ジャーナル等の確保と恒久的なアクセス保障体制の整備
 - （2）機関リポジトリを通じた大学の知の発信システムの構築
 - （3）電子情報資源を含む総合目録データベースの強化
 - （4）学術情報の確保と発信に関する人材の交流と育成
 - （5）学術情報の確保と発信に関する国際連携の推進
- 日本の大学等の教育研究機関において不可欠な学術情報の確保と発信の一層の強化を目的としている。
 - 国公立大学図書館協力委員会の常任幹事館と国立情報学研究所により構成されており、国公立大学図書館協力委員会の委員長館と国立情報学研究所が1年交代で議長を務める。

4. 大学図書館コミュニティの取り組み⑤

大学図書館コンソーシアム連合

(JUSTICE=Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resources)

設 立：2011年4月

目 的：電子ジャーナル等の電子リソースに係る契約、管理、提供、保存、人材育成等を通じて、
わが国の学術情報基盤の整備に貢献する。

運 営：大学図書館の自主的な参加による会費制の組織

会 員：553の大学図書館等（2022年10月3日現在）

活 動：出版社交渉を通じた電子リソースの購入・利用条件の確定
電子ジャーナルのバックファイル、電子コレクション等の拡充
電子リソースの管理システムの共同利用
電子リソースの長期保存とアクセス保証
電子リソースに関わる図書館職員の資質向上 ほか

4. 大学図書館コミュニティの取り組み⑥

オープンアクセスリポジトリ推進協会

(JPCOAR=Japan Consortium for Open Access Repository)

設立 : 2016年7月27日

目的 : リポジトリを通じた知の発信システムの構築を推進し、リポジトリコミュニティの強化と、我が国のオープンアクセス並びにオープンサイエンスに資する

運営 : 自主的な参加による会費制の組織

会員 : 707の大学図書館等 (2022年10月11日現在)

重点目標 : オープンサイエンスを含む学術情報流通の改革
リポジトリシステム基盤の共同運営と有効活用
リポジトリ公開コンテンツのさらなる充実
担当者の人材育成のための研修活動
国際的な取組みに対する積極的活動

5. 国立大学図書館協会ビジョン2025①

社会のあり方が急激に変容し、大学における教育・研究を巡る環境が一変する中で、国立大学図書館には、学術情報資源のデジタル化、場所や時間を問わず持続可能な情報提供体制の整備、教育・研究のデジタルトランスフォーメーションへの対応などが強く求められている。国立大学の機能の多様化、急速に進むグローバル化の中で、国の政策等を踏まえ、会員館が新たな目標を共有し、着実に国立大学図書館の機能を強化する必要がある。また、国際的な動向や社会とのつながりを意識し、2015年に国連が掲げた世界共通の目標であるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）実現に向けて活動していくことも重要である。このような状況を踏まえ、国立大学図書館協会は、国立大学図書館機能の強化と革新に向けて、国立大学図書館の基本理念を次のように定める。

国立大学図書館の基本理念

国立大学図書館は、社会における知識基盤として、デジタル・非デジタルを問わず、知識、情報、データへの障壁なきアクセスを可能にし、それらを活用するための環境を利用者に提供することで、教育の質保証、研究力やイノベーション力の強化を推進する国立大学の教育研究活動を支え、社会における新しい知の共有や創出の実現に貢献する。

5. 国立大学図書館協会ビジョン2025②

重点領域1. 知の共有： 蔵書を超えた＜知識や情報＞の共有

目標1-1) 教育研究成果の発信、オープン化と保存

大学で生み出される教育研究成果の長期的保存、電子的流通とオープン化の推進 [→3つの具体的な行動計画]

目標1-2) 図書館資料の整備と利用のための保存

図書、雑誌等の蔵書、電子ジャーナルや電子書籍等の適切な整備、利用環境の整備、資料のデジタル化で長期的な利用を可能とする [→3つの具体的な行動計画]

目標1-3) 知識や情報の発見可能性の向上

総合目録データベースをはじめとする学術情報システム基盤の高度化 [→3つの具体的な行動計画]

5. 国立大学図書館協会ビジョン2025③

重点領域2. 知の創出： 新たな知を紡ぐ〈場〉の提供

目標2-1) 知を創出する場の拡大・整備・提供

人と知識や情報、あるいは人同士のコミュニケーションの場を整備、提供することで、知の創出を促す [→4つの具体的行動計画]

目標2-2) 社会・地域に開かれた知の創出空間の提供

社会・地域に開かれた新たな知の創出の場を整備、提供することで、社会・地域の活性化に貢献 [→1つの具体的行動計画]

5. 国立大学図書館協会ビジョン2025④

重点領域3. 知の媒介： 知の交流を促す〈人材〉の構築

目標3-1) 多様な人材との協働

教員、職員、研究者、学生等を含むさまざまな能力やスキルを有する人びとと図書館職員とが一体となり、新たな価値の創造を行う「キュレーション」「ファシリテーション」等の機能を提供 [→3つの具体的行動計画]

目標3-2) 国立大学図書館職員の能力向上

学術資料に関する専門的知識やメタデータ運用スキルに加え、新たな知識やスキルを習得することにより、学術情報流通環境の変化の中で国立大学図書館に期待される新たな機能を実現 [→2つの具体的行動計画]

6. おわりに(1/3)

- 大学は、「教育」「研究」「社会貢献」を行うところである。
- 大学図書館も同様であり、
 - ✓ 教育（支援）
学習用図書の整備、多様な学習空間の提供、情報リテラシー教育等
 - ✓ 研究（支援）
電子ジャーナル・データベース等を中心とした研究用資料の整備、機関リポジトリによる研究成果等の発信、（今後期待されている）研究データ管理・公開への参画等
 - ✓ 社会貢献
所蔵資料等の展示、機関リポジトリによる研究成果等の発信、地域との連携活動等を実施している。

教育、研究、社会貢献を行う大学の縦割り組織の中で、図書館はその全てに深く関われる唯一の存在！それが図書館（職員）の最大の強み（専門性）と考えられる。

6. おわりに(2/3)

- 大学の経営、教育、研究、社会貢献に改革が求められている中、大学図書館にも自らの改革とともに、大学の諸活動へのいっそうの貢献が求められる。

現状は、世の中のスピード感 > 大学のスピード感 > 図書館のスピード感

図書館（職員）は強み（専門性）をどう活かして大学に貢献していくか。

大学図書館に共通の大きな課題の解決や今後の新たな展開に関しては、大学図書館コミュニティ全体で取り組んでいる。

→どこかの誰かではなく大学図書館職員自身が参画する活動である。

- 単なる利用統計・業務統計（整備や利用の状況）に止まらず、当該サービスが具体的にどのように貢献しているかを示していく必要がある。

図書館の示す従来型の統計は、大学が示したい教育・研究・社会貢献の定量的指標になり得ていない。

何らかの定量的指標（誰もが納得するなら定性的指標でも）が示せば、大きく変わる可能性もある。

6. おわりに(3/3)

- 大学図書館の課題は簡単には解決しないだろうが、各大学図書館の方向性は、大学図書館全体の方向性（横）と大学の方向性（縦）を踏まえて見出すことになる。
- 簡単ではないが、だからおもしろい！



講義はおしまい！
それ以外のすべては、
これから！